# 入札説明書

沖縄県企業局が発注する「北谷浄水場生成ペレット収集運搬業務委託(単価契約)」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和3年 3月 11日
- 2 入札に付する事項
  - (1) 件 名 北谷浄水場生成ペレット収集運搬業務委託(単価契約)
  - (2) 契約内容 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日
  - (4) 受渡場所 北谷浄水場 (硬度低減化施設)
- 3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県産業廃棄物収集運搬業者名簿に登録されており、「汚泥」を収集運搬することが可能な者。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、沖縄県発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- 4 入札に参加することができない者
  - (1)地方自治法(昭和22年政令第16号)第167条の4条の1項に規定する者及び 同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内 で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
  - (2)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てをした 者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に よる民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者
  - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者
- 5 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企業局 北谷浄水管理事務所 庶務課(宮里)

〒 904-0113 沖縄県北谷町字宮城 1 - 27

Tel: 098-936-7796 Fax: 098-926-1591

- 6 入札説明書及び仕様書に対する質問は次により行うこととする。
  - (1) 質問期限 令和3年3月18日(木)午後5時まで
  - (2) 提出方法 持参又はファクシミリ送信によること
  - (3) 回答方法 回答は質問期限の翌日以降にファクシミリ送信により行う

## 7 入札参加資格の申請方法等

本件に係る入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は郵送により提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期間内に補正することを認める。なお、提出された書類の返却はしない。

## (1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- イ 法人にあっては、登記簿謄本(登記事項証明書)
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身分証明書
- エ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は沖縄県企業局および沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間(※)に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書類(契約書の写し)

※過去2箇年とは平成31年3月24日~令和3年3月23日の期間をいう

(2) 提出期限

持参または郵送いずれの場合も令和3年3月23日(火)午後5時までとする。

(3) 提出先

〒 904-0113 沖縄県北谷町字宮城 1 − 2 7 北谷浄水管理事務所 庶務課(担当:宮里) TEL: 098-936-7796

(4) 入札参加資格の決定

審査結果は、電話又はファクシミリ送信にて通知する。

- 8 入札及び開札の日時及び場所
  - (1) 日時 令和3年3月25日(木) 午後3時
  - (2) 場所 北谷浄水管理事務所 管理棟 2階 会議室
- 9 入札書の作成方法及び提出
  - (1) 入札書の記載

入札書に記載する金額は、<u>消費税を含まない1回あたり単価</u>を記載すること。 ※令和3年度 予定運搬回数 105回

(2) 入札書の提出

入札書は持参によるものとし、郵便による入札は認めない。 代理人が入札する場合は、必ず委任状を提出すること。

## 10 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和 47 年規則第 12 号。以下「財務規則」という。)第 100 条の規程により、見積もる契約金額(※)の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

※見積もる契約金額(消費税込、1回あたり単価)×105回とする。

- (1) 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者 企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は沖縄県企業局および沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

#### 入札保証金を納付する場合

3月18日(木)午後5時までに「入札保証金納付書発行依頼書」を FAX してください。(FAX:098-926-1591)

FAX 後納入通知書を発行しますので、3月23日(火)までに納付してください。

## 上記 10(1),(2)に該当する場合

3月23日(火)午後5時までに提出してください。

#### 11 入札及び開札の立会い等

- (1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

## 12 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

(10) 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札

#### 13 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札を行った者で、最低価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 14 契約保証金に関する事項

落札者は、財務規則第101条の規程により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者 企業局長を被保険者とする契約保証保 険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は沖縄県企業局および沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

## 15 その他

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約の取り交わしを行うものとする。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札に参加すること。
- (4) 当該入札に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び財務規則の定めるところによる。